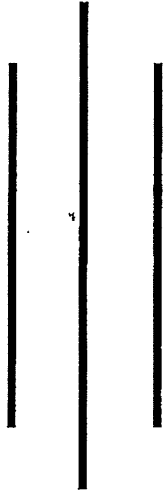


国外雇用法  
2064 (2007 年)



ネパール政府  
労働・運輸管理省

女性移住労働者の権利保護のために国外雇用法および規制を実施

## 国外雇用法 2064 (2007 年)

前文：国外雇用事業を安全に、組織的に、かつ適正に行うとともに、国外雇用に派遣される労働者及び国外雇用事業者の権利と権益を保護する一方で国外雇用事業を促進するために、国外雇用に関連する法律を改正し統合することが適切である。  
したがって、ここに、同法を議会において制定することとする。

### 第 1 章

#### 66 項目の予備事項

##### 1. 略称、範囲および施行

- (1) 本法は、「国外雇用法 2064 (2007 年)」と呼称することができる。
- (2) 本法の及び範囲はネパール国全土とし、また、本法に違反する行為を行ったネパール国外に居住する者にも適用されるものとする。
- (3) 本法は直ちに施行される。

##### 2. 定義

対象あるいは内容につき別段の定めがある場合を除き、本法では、

- (a) 「国外雇用」とは、労働者が国外において雇用されることを意味する。
- (b) 「労働者」とは、国外において雇用されるネパール市民を意味する。
- (c) 「国外雇用事業」とは、ネパール市民に国外での雇用を提供するために実施する事業を意味する。
- (d) 「当局」とは、国外雇用局を意味する。
- (e) 「組織」とは、現行の会社法に従って設立された、国外雇用事業を実施する組織を意味する。
- (f) 「免許」とは、セクション 11 に従って発行された、国外雇用事業を実施するための免許を意味する。
- (g) 「免許保有者」とは、セクション 11 に従って免許を取得している組織を意味する。
- (h) 「サービス手数料」とは、国外雇用事業者が労働者を国外に送り出すに当たって課す金額の合計額を意味する。
- (i) 「エグゼクティブ・ディレクター」とは、セクション 41 で言及するエグゼクティブ・ディレクターを意味する。
- (j) 「雇用者組織」とは、渡航した労働者に雇用を提供する、国外を基盤とする組織を意味する。
- (k) 「評議会」とは、セクション 38 に従って組織された国外雇用促進評議会を意味する。
- (l) 「労働関連随行員」とは、セクション 68 に従って任命された労働関連随行員で、本用語には、渡航する外交使節団の公務員であり、ネパール人労働者の権益促進の責任を委託された者を含む。

- (m) 「規定する」あるいは「規定通り」とは、本法に従って制定された規則に規定するあるいは規定されたことを意味する。

### 第 2 章

#### 国外雇用に関連した規定

##### 3. 国外雇用事業を実施する国の指定

- (1) ネパール政府は、ネパール官報で通知を行うことにより、国外雇用事業の実施を認める国を指定するものとする。
- (2) サブセクション (1) に従って指定された国であっても、ネパール政府はいずれの国に対しても、一定期間国外雇用事業の実施を停止することができる。

##### 4. 相互協定を締結する権限

ネパール政府は、ネパール市民が国外雇用のために渡航するあるいは渡航する可能性がある外国と相互労働協約を締結することができる。

##### 5. 組織の選定

- (1) 国外あるいは雇用者組織がネパール政府に対して、労働者の選定および派遣を依頼してきた場合、ネパール政府は公開競争を通じて免許保有者を選定し、かかる組織を通じて労働者を派遣することができる。
- (2) 当部は、サブセクション (1) に従って選定された組織に、追加の現金預託金あるいは銀行保証を要求するものとする。
- (3) サブセクション (1) に従った組織選定の根拠および手順については、規定通りとする。

##### 6. 条約あるいは協約を締結して労働者を派遣する権限

- (1) 本法の他の部分に含まれるいかなる内容にもかかわらず、ネパール政府は、ネパールと外交関係がある国の政府と条約あるいは協約を締結し、ネパール政府の事務所、機関、あるいはネパール政府が完全保有する機関を通じて労働者を派遣することができる。
- (2) ネパール政府がサブセクション (1) に従って労働者を派遣するにあたって、組織だった、競争力のある透明性の高い手順を作成するために必要な政策を作成しまたその他の調整を行うために、以下の運営委員会を設置するものとする。

(a)	労働・運輸管理大臣あるいは国務大臣	委員長
(b)	労働・運輸管理省 事務次官	メンバー
(c)	財務省 代表者 (次官補レベル)	メンバー
(d)	商工供給省代表者 代表者 (次官補レベル)	メンバー

(e)	内務省 代表者（次官補レベル）	メンバー
(f)	外務省 代表者（次官補レベル）	メンバー
(g)	事務局長	メンバー
(h)	国家女性会議 女性代表者	メンバー
(i)	各認定労働組合連合会 代表者 1名ずつ	メンバー
(j)	国外事業者協会 代表者 1名	メンバー
(k)	国外雇用局長	事務局メンバー

- (3) サブセクション (2) で言及した運営委員会は、必要に応じて、ネパール人あるいは外国人の国外雇用分野の専門家をオブザーバーとして会議に招聘することができる。
- (4) サブセクション (2) で言及した運営委員会は、自由に手順を管理することができるものとする。
- (5) 本セクションに従って派遣する労働者として必要な人材は、公明正大かつ透明性があることに基づいた規定の基準および手順を満たす人物より選定するものとする。
- (6) 本セクションに従って国外雇用に派遣された労働者について問題が生じた場合には、その解決を図るのはネパール政府の義務である。

#### 7. 未成年者の労働派遣の禁止

18 才に満たない未成年者を国外雇用に派遣することはできないものとする。

#### 8. 性差別の禁止

本法に従って労働者を派遣する場合には、性差別を行うことを禁ずる。

ただし、雇用者組織が男性あるいは女性の労働者を要求する場合には、かかる要求に従って国外雇用に労働者を派遣することを禁ずるものではない。

#### 9. 特別な便益および特別枠の提供

- (1) ネパール政府は、女性、ダリット（インドの伝統的なカースト制度における最下層民）、原住民、迫害を受けた人々、自然災害の被害者および遠隔地に住む国外雇用に派遣される人々に対して、特別な便益を提供することができる。
- (2) 国外雇用への労働者派遣に際しては、いかなる組織も女性、ダリット、原住民、迫害階層、後進地域および階層、および遠隔地の人々に対して、ネパール政府が規定する数の特別枠を確保するものとする。

### 第 3 章 免許に関連する規定

#### 10. 免許なしでの国外雇用事業実施の禁止

本法に従った免許を取得することなしに、国外雇用事業を営むことはできない。

#### 11. 免許に関する規定

- (1) 国外雇用事業を行おうとする組織は、当部に対して免許取得のために、規定した詳細を記載した申請を行うものとする。
- (2) サブセクション (1) に従って行った申請について必要な照会を行った結果、かかる組織が国外雇用事業を行うことに対して免許を付与することが適当と思われる場合には、当部は規定通りの免許手数料および 300 万ルピーの現金、または 70 万ルピーの現金と残り 230 万ルピー分の銀行保証を預託金として徴収して免許を発行するものとする。
- 説明：本法では、「銀行保証」という用語は、当部が指定する銀行が発行する、当部が要求する場合には銀行が現金の支払いを行う旨の銀行保証を意味する。
- (3) 本法施行前に免許を取得した組織は、サブセクション (2) に規定する預託金を、本法施行後 1 年以内に支払うものとする。
- (4) サブセクション (2) に従った預託金を支払って免許を取得した後、免許保有者の取引との釣り合いから見て預託金が十分ではないと思われる場合には、当部は必要に応じて追加の預託金を支払うよう命令を発するものとする。
- (5) 当部は、サブセクション (4) に従って提供される追加預託金として、銀行保証を受け付ける。
- (6) サブセクション (2) に従った申請に対する照会の結果免許を付与できないと思われる場合には、当部は申請者に対して、免許を付与しない旨の決定が行われた後 7 日以内に、その理由と共に当該決定を通知するものとする。
- (7) 当部がサブセクション (6) に従って行った決定に不服がある申請者は、かかる通知受領後 35 日以内に、ネパール政府に対して上訴を行うことができる。またかかる上訴に対してネパール政府が行った決定は、最終のものとする。

#### 12. 免許の期間および更新

- (1) 免許がセクション 13 に従って取り消される場合を除き、免許は最長 1 会計年度有効なものとする。かかる免許の期間は、免許がいつ発行されたかにかかわらず、かかる会計年度末に失効するものとする。
- (2) 免許の更新を希望する免許保有者は、各会計年度の規定された時間内に、規定通りに詳細と手数料を提供することで、免許の更新を受けることができる。
- (3) サブセクション (1) あるいは (2) に含まれるいかなる内容にかかわらず、免許保有者は 3 会計年度の更新料を一括で支払うことにより、3 会計年度有効な免許の更新

を受けることができる。

### 13. 免許の取消

- (1) 免許保有者がセクション 12 で言及する期間内に免許更新をしなかった場合には、かかる免許は取り消されるものとする。
- (2) 免許保有者が下記のいずれかの行為を行った場合には、当部は免許保有者が取得した免許を取り消すことができる。
  - (a) 虚偽の書類あるいは詳細事項を提出することで免許を取得した場合。
  - (b) 現金預託金をセクション 11 のサブセクション (3) で言及する期間内に提供しなかった場合。
  - (c) セクション 11 のサブセクション (4) に従って出された命令に従った追加預託金を提供しなかった場合。
  - (d) セクション 35 のサブセクション (3) に従って預託金の返還を行わなかった場合。
  - (e) 本法あるいは本法に従って制定された規則に反する行為を行った場合。
- (3) サブセクション (2) に従って免許を取り消す前に、当部は関係する免許保有者に対して、抗弁の機会を与えるものとする。
- (4) 本セクションに従った免許取消の決定を不服とする免許保有者は、免許取消決定通知受領日から 35 日以内にネパール政府に上訴することができる。またネパール政府が上訴に関して行った決定は、最終のものとする。

### 14. 所有権または債務の譲渡または変更の禁止

現行法に含まれるいかなる内容にもかかわらず、免許保有者は当部の許可なしに、当該組織の所有権または債務を譲渡または変更してはならない。

## 第 4 章

### 事前承認および労働者の選定に関連した規定

### 15. 取得すべき事前承認

- (1) 免許保有者は、雇用者組織との合意書あるいは覚書に基づいて、以下の詳細を記載した申請書を、国外雇用への労働者派遣の事前承認のために当部に提出するものとする。
  - (a) 雇用者組織の名称および所在地および労働者が派遣される国
  - (b) 国外雇用の種類
  - (c) 労働者の種別および人数
  - (d) 給与、便益および労働者が取得する予定の休暇
  - (e) 労働者が業務を行う予定の労働日および時間
  - (f) 要請状の原本および労働者が国外雇用に行く国の公的機関、外交使節団、労働関連随行者、商工会議所あるいは公証人が証明した認可状

- (g) 雇用者組織と労働者との間で締結する予定の契約書の写し
- (h) 免許保有者と労働者との間で締結する予定の契約書の写し
- (i) その他規定された事項

- (2) サブセクション (1) に従って申請書についての照会を行った結果、免許保有者の要請が適切と思われる場合には、当部は申請日から 4 日以内に、ネパール人労働者を国外雇用に派遣するための活動を開始する事前承認を与えるものとする。
- (3) サブセクション (2) に含まれるいかなる内容にもかかわらず、当部は以下の条件のいずれかに該当する場合には、労働者選定のための事前承認を与えないものとする。
  - (a) サービスおよび便益の条件が、雇用者組織が求める労働者の資格と比較して満足がいくものでない場合
  - (b) 提案中の国外雇用が、労働者の尊厳、名声あるいは健康にマイナスの影響を与えると思われる場合
  - (c) 安全の視点から不適切と思われる場合
  - (d) その他規定の条件が存在する場合
- (4) サブセクション (3) に従って事前承認を与えないという決定が下された場合には、申請者にはその理由と共に通知が行われるものとする。

### 16. 広告の公表

- (1) セクション 15 に従った承認を受領した時点で、免許保有者はネパール語で発行される全国版の日報に、労働者の選定について規定通りの詳細を記載し、最低 7 日の期限を設定した広告を公表するものとする。
- (2) 当該免許保有者は、サブセクション (1) に従って公表した広告の通知を、自らの事務所の掲示板に掲載すると共に、かかる通知のコピーを同日に当部に提出するものとする。
- (3) サブセクション (1) に従った広告の公表後、国外雇用に派遣を希望する人物は免許保有者に対して、規定された詳細事項を添えて応募するものとする。

### 17. 労働者選定後に用意すべき一覧表

- (1) セクション 15 のサブセクション (3) に従った応募を受領した時点で、免許保有者は応募者の資格要件および経験およびその他の規定事項を元に、要求される業務の性質に従って労働者を選定し、選定した人物の一覧表を作成し、かかる一覧表を免許保有者の事務所の掲示板に掲載すると共に、その写しを当部に提出する。
- (2) いかなる人物から不満が表明された場合、あるいは当部が、サブセクション (1) に従って労働者の準備において通常とは異なる事項が行われたという情報を何らかの方法で受け取った場合には、当部は直ちに当該事項について必要な照会を行うことができると共に、かかる照会を行った結果、不服あるいは訴えに記載通り、通常とは異なる事項が行われたと思われる場合には、当部は直ちに労働者選定に係る全ての活動を停止するよう命令を行うものとする。

## 18. 渡航のためのパスポート取得に必要な承認

免許保有者がセクション 17 に従った国外雇用のために選定した人物のパスポートのために、ネパール国外用のビザを取得する必要がある場合には、当部の承認を得なければならない。

## 19. 労働許可ステッカーに関連した規定

- (1) セクション 17 に従って選定した労働者のビザを受け取った後、かかる労働者を国外雇用に派遣する前に、免許保有者は労働許可ステッカー取得のために、以下の詳細を記した書類を当部に提出するものとする。
  - (a) 業務のために技能本位訓練が必要な場合には、かかる訓練の証明書およびオリエンテーション訓練の証明書。
  - (b) 健康診断書
  - (c) 保険証
  - (d) 免許保有者と労働者との間の契約書
  - (e) 雇用者組織と労働者との間の契約書
  - (f) 労働者が免許保有者に支払った金額の領収書または銀行の証明書
  - (g) その他規定された事項
- (2) サブセクション (1) に従って提出された詳細を検討した結果、かかる詳細がセクション 15 に従って提出された詳細と一致する場合には、当部はかかる労働者のパスポートに労働許可ステッカーを貼付するものとする。
- (3) サブセクション (1) に従って提供された情報が、セクション 15 に従って提出された詳細と一致しないことがわかった場合には、当部は免許保有者が労働者を国外雇用に派遣させないようにすることができ、かかる不許可の理由と共に派遣を認めないという通知を免許保有者に送付するものとする。

## 20. 国外雇用への派遣

- (1) セクション 19 に従って通知が行われた後、免許保有者は該当する国外雇用のための労働者を、当該雇用先国に入学させるために期限が指定されている場合にはその指定期間内に、またかかる期間が指定されていない場合には 3 カ月以内に派遣するものとする。
- (2) 国外雇用のための労働者をサブセクション (1) で言及する制限期間内に派遣しなかった場合、当該免許保有者は、該当する労働者から受け取った金額と、当該金額に年率 20% の金利を付した額を、当該労働者に 30 日以内に返還するものとする。
- (3) ビザ取得後に労働者が国外雇用を拒否するあるいは国外での就労が不可能となった場合、免許保有者は労働者に受領済み金額を返還する際には、ビザ手数料のみを控除した残りの金額を返還するものとする。

ただし労働者が、事前承認を取得するための広告に記載されたものと異なる条件であるこ

とを理由に派遣を拒否した場合には、ビザ手数料の控除は認められないものとする。

## 21. 個人ベースで国外雇用に赴く場合

- (1) 個人ベースで国外雇用に赴くことを希望する場合には、かかる人物は以下の詳細を記した申請書を当部に提出して承認を受けるものとする。
  - (a) 雇用のために赴く予定の国
  - (b) 国外で実施する予定の業務の性質
  - (c) 雇用者組織が発行した承認状
  - (d) 雇用条件および便益を明確に記載した合意書
  - (e) オリエンテーション訓練が実施されたことを示す証明書
  - (f) 健康診断書
- (2) サブセクション (1) で言及した申請書受領時に必要な照会を行った結果、申請における要請が適切と思われる場合には、当部は申請者に対して、雇用のために渡航することを許可すると共に、許可時において、当部は申請者に対して保険証を提出するよう求めるものとする。
- (3) 本セクションに含まれるいかなる内容にもかかわらず、いかなる免許保有者も個人ベースで労働者の派遣を行わないものとする。

## 22. ネパール国内の空港の利用

- (1) 労働者を国外雇用に派遣する際には、免許保有者は労働者をネパール国内の空港を使って送り出すものとする。
- (2) サブセクション (1) に従ったネパール国内空港の航空券が入手できないといった理由から国外の空港を使って労働者を送り出さなければならない場合には、当部から承認を受ける必要がある。
- (3) サブセクション (2) に従って、当部からの承認を取得して国外の空港を使ってネパール国外に送り出す場合には、出発地の移民局で規定通りに登録を行う必要がある。

## 23. 最低報酬額を指定する権限

ネパール政府は、ネパール官報に通知を行うことで、国外雇用に派遣される労働者が受け取る最低報酬額を指定することができる。

## 24. サービス手数料と促進費用

- (1) ネパール政府は、特定の国あるいは企業に関連して、サービス手数料や促進費用を含めた当該組織が各労働者から徴集することができる上限額を指定することができる。
- (2) 免許保有者は、選定した労働者が国外雇用に就業する国よりビザを受け取った旨の通知を行った後、労働者は契約書で言及した金額を、免許保有者の事務所または免許保有者の銀行口座に預託するものとする。
- (3) サブセクション (2) に従って免許保有者の事務所へ預託が行われた場合には、労働

者にその旨が記載された領収書を渡すものとする。

説明：本セクションでは、「促進費用」とは、労働者を雇用に送り出すために科されるビザ手数料、および国内外で労働者の割り当て定数の提供のための雑費を意味する。

## 25. 国外雇用契約の締結

- (1) 労働者の国外雇用への出発に先立って、雇用者組織またはその代理人と労働者との間で、および免許保有者と労働者との間で、雇用条件、両当事者が遵守すべき条件および労働者が受け取る報酬について、労働者がかかる条件および報酬の提供を明確に理解した後、契約を締結するものとする。
- (2) 免許保有者は、サブセクション (1) で言及した契約書をネパール語に翻訳し、その写し 2 通を当部に提出する。当部はかかる契約の写しに証明を与え、1 通を当部に保管し、もう 1 通を労働者に提供する。

## 26. 入手すべき保険

- (1) 免許保有者は、労働者を国外雇用に派遣するのに先立って、契約期間中有効な少なくとも 50 万ルピーの保険に加入し、本法に従って国外雇用に派遣される労働者がいかなる理由にせよ死亡あるいは障害を負った場合には、かかる死亡あるいは障害に対する補償が受けられるようにする。
- (2) セクション 21 に従って個人的に国外雇用に赴く場合でも、かかる人物は、国外雇用に赴く前にサブセクション (1) に規定する額と同額の保険を用意するものとする。
- (3) その他の保険に関する規定は、規定通りとする。

## 第 5 章

### 訓練および労働者の分類に関連した規定

## 27. 受けるべき訓練

国外雇用に派遣される労働者は、国外雇用に赴く前に、規定通り、セクション 28 に従って当部より許可を得た組織よりオリエンテーション訓練を受けるものとする。

## 28. オリエンテーション訓練を実施する組織に関連した規定

- (1) 国外雇用に派遣される労働者にオリエンテーション訓練を提供しようとする組織は、かかるオリエンテーション訓練を行う許可を得るための申請を当部に行うものとする。
- (2) 当部は、サブセクション (1) に従って受領した申請を、評議会に提出するものとする。
- (3) サブセクション (2) に従って受領した申請に対して必要な照会を行った結果、インフラ、人材、その他オリエンテーション訓練を提供する組織の手段や資源が適切と思

われる場合には、評議会は当部に対して、国外雇用に派遣される労働者に提供する予定のオリエンテーション訓練を実施するための免許を申請者に与える旨の書面を送付する。

- (4) サブセクション (3) に従った免許を提供することを認める書面が届いた場合には、当部は申請者に対して、規定された預託金および免許手数料を徴収して、オリエンテーション訓練を実施する免許を与えるものとする。
- (5) 本法施行時に許可を受けた後訓練を実施している組織が本セクションで言及する基準および条件を満たす場合には、当部は免許を更新するものとする。
- (6) 本セクションに従ってオリエンテーション訓練を実施する組織に対して提供する免許の更新に関する規定および更新手数料については、規定通りとする。

## 29. オリエンテーション訓練のカリキュラムと基準の決定

評議会は、セクション 28 に従って免許を取得したオリエンテーション訓練実施組織が提供するオリエンテーション訓練について、カリキュラムおよび基準を決定するものとする。

## 30. 技能本位訓練の実施

国外雇用に派遣される労働者で、技能本位訓練を必要とする業務に従事するものは、ネパール政府が認証した組織よりかかる訓練を受けるものとする。

説明：本セクションでは、「ネパール政府が認証した組織」には、技術教育および職業訓練協議会および、同様の訓練を提供するための現行法に従って設立された、同協会に関連する他の組織を含める。

## 31. 労働者の分類

ネパール政府は、ネパール官報に通知を行うことで、国外雇用に派遣される労働者の分類および分類に応じて受講すべき技能本位訓練に関連した規定を定めることができる。

## 第 6 章

### 国外雇用福祉基金に関連した規定

## 32. 国外雇用福祉基金の設立

- (1) 評議会の下に、国外雇用に赴いて帰国した労働者およびその家族の社会保障および福祉のための国外雇用福祉基金を設立するものとする。
- (2) サブセクション (1) で言及した基金に対して、以下の金額を計上するものとする。
  - (a) 労働者が、規定通りに国外雇用派遣に先立って預けた預託金
  - (b) セクション 11 のサブセクション (2) に従って提供された預託金を規定通りに運用して得た利息
  - (c) 免許手数料および免許更新料として受領した金額
  - (d) セクション 28 に従って訓練を実施する組織が提供する免許手数料および免許

更新料

- (e) 基金が、国外雇用事業に関連した組織から随時受け取る金額
  - (f) 国内外の人物または団体から受け取った交付金および支援金
- (3) サブセクション (2) の条項 (f) に従って外国人あるいは国外の団体から支援を受領するに先立ってネパール政府より承認を得るものとする。

説明：本法では、「家族」とは夫または妻、息子、娘または父母、および女性労働者の場合には義理の父母で、国外雇用に従事し国外雇用から戻った労働者自らが扶養し生計を共にする必要がある人物を意味する。

**33. 国外雇用福祉基金の利用と運営**

- (1) 国外雇用福祉基金は、以下の目的のために使用するものとする。
  - (a) 国外雇用に派遣される労働者に技能本位訓練を提供する。
  - (b) 障害あるいはセクション 75 のサブセクション (1) で言及する理由で労働者をネパールに帰国させ、労働者への補償を提供し、帰国した労働者およびその家族に財政的な支援を与える。
  - (c) 国外雇用から帰国した労働者のために、雇用のためのプログラムを開始する。
  - (d) 国外雇用に派遣された労働者が国外で死亡し、労働者の遺体に付き添う者がいない場合、遺体をネパールに送還し、労働者の家族に金銭的支援を与える。
  - (e) 国外雇用促進に関連した活動を実施する。
  - (f) 規定されたその他の活動を実施する。
- (2) 国外雇用福祉基金の運用に関連した他の規定は、規定通りとする。

**第 7 章**

**監視と照会に関連した規定**

**34. 監視**

- (1) 当部は、本法あるいは本法に従って制定された規則あるいは本法に従って発せられた指示が遵守されているかどうかに関連して、免許保有者の事務所を随時監視および検査するものとする。またこの目的から、当部は免許保有者が保有している記録その他の関連する書類の検査を行うことができる。
- (2) サブセクション (1) に従った監視または検査の際に要求される、かかる詳細事項および記録を提供することは、免許保有者の義務である。

**35. 照会**

- (1) 雇用者組織が契約上の義務を履行しない、あるいは免許保有者が契約に定められた条件を満たすよう必要かつ適切な行動をしないという苦情が労働者より報告された場合、当部はかかる事項について必要な照会を行うあるいは行わせるものとする。
- (2) サブセクション (1) に従った照会の結果、当該労働者をネパールに帰国させる必要

があると思われる場合には、当部は免許保有者に対して、その労働者をネパールに帰国させるために必要な費用を提供するよう命じるものとする。

- (3) 免許保有者が、サブセクション (2) に従って当部が発行する命令に従い労働者をネパールに帰国させるために必要な金額を提供しなかった場合、かかる労働者は、免許保有者がセクション 11 に従い預託した預託金を使ってネパールに帰国するものとする。預託金を使用された場合、当該免許保有者に対して、速やかにかかる金額を返還するよう通知が行われ、免許保有者はかかる通知受領後 15 日以内にかかる金額を預託金に返還するものとする。
- (4) 労働者をネパールに帰国させる費用が、セクション 11 に従って預託された預託金の金額でまかなえない場合には、免許保有者はかかる不足分を当部が指定する期限内に支払うものとする。かかる期限内に支払が行われなかった場合、かかる金額は政府からの賦課金として換金されるものとする。

**36. 補償のための苦情**

- (1) 雇用者組織が合意書に規定された条件に従って雇用を提供しない場合、労働者あるいはその代理人は証拠と共に、当部に対して補償のための苦情を申し立てることができる。
- (2) サブセクション (1) に従って行われた苦情に関して必要な照会を行った後、苦情の内容が合理的であると認められる場合には、当部は免許保有者に対して、国外雇用に赴いたことで負担した全ての費用に対する補償金を支払うよう命令することができる。

**37. 指示を行う権限**

- (1) ネパール政府は、国外雇用に関連していかなる免許保有者に対しても、必要な指示を随時行うことができる。
- (2) サブセクション (1) に従って行われた指示に従うのは、当該免許保有者の義務である。

**第 8 章**

**評議会の設立、機能、職務および権限**

**38. 評議会の設立**

- (1) 国外雇用事業を実施し、とりわけ国外雇用を促進するために必要な活動を行うと共に、この事業を安全、組織的、適切に実施し、かつ国外雇用に派遣される労働者や国外雇用事業者の権利や権益を保護するために、以下の通り国外雇用促進評議会を設立するものとする。

(a)	労働・運輸管理大臣あるいは国務大臣、農業・協同組合省	議長
-----	----------------------------	----

(b)	労働・運輸管理国務大臣あるいは大臣補	副議長
(c)	国家計画委員会（関係セクターを担当）メンバー	メンバー
(d)	労働・運輸管理省 事務次官	メンバー
(e)	内務省 事務次官または事務次官が指名し官報に掲載するハイレベルの代表者	メンバー
(f)	外務省 事務次官または事務次官が指名し官報に掲載するハイレベルの代表者	メンバー
(g)	財務省 事務次官または事務次官が指名し官報に掲載するハイレベルの代表者	メンバー
(h)	法務・議会省 事務次官または事務次官が指名し官報に掲載するハイレベルの代表者	メンバー
(i)	女性・子供・社会福祉省 事務次官または事務次官が指名し官報に掲載するハイレベルの代表者	メンバー
(j)	国外雇用局長	メンバー
(k)	ネパール中央銀行 代表者（ハイレベル相当）	メンバー
(l)	政府が国外雇用の専門家の中から指名する女性1名を含む2名	メンバー
(m)	国外雇用事業者協会会長および同協会が指名する女性代表者1名から構成される2名	メンバー
(n)	ネパール政府が国外雇用向け技能本位訓練およびオリエンテーション訓練運営会社の中から指名する女性1名を含む2名	メンバー
(o)	セクション 72 に従って認証された医療機関の医師で最低でも MBBS 学位を取得した者の中からネパール政府が指名する1名	メンバー
(p)	ネパール政府が指定する4つの認定労働組合連合会それぞれの議長、または各連合会がそれぞれ指名する者1名から構成される4名	メンバー
(q)	ネパール商工会議所連盟の代表者	メンバー
(r)	技術教育・職業訓練協議会 代表者	メンバー
(s)	エグゼクティブ・ディレクター	事務局メンバー

(2) ネパール政府がサブセクション(1)に従って指名するメンバーの任期は2年とする。

### 39. 評議会の機能、職務および権限

当評議会の機能、職務および権限は、本法の別の部分に規定される機能、職務および権限に加えて、以下の通りとする。

- 国際労働市場の調査を実施するあるいは実施されると共に、新たな国際労働市場を開拓するまたは開拓させる。
- 国外雇用促進のための情報を収集、処理および公表する。
- 国外雇用福祉基金を運用するあるいは運用させる。
- 国外雇用に行く労働者の権益を保護するために必要な行為を実施するあるいは実施させる。

- 国外から帰国した労働者が学んだ技能、能力、および技術を利用するためのプログラムを作成、実施、監視、および評価し、かかる技能、能力、および技術を国益のために利用する。
- 様々な国との間で締結する労働合意書に関連した必要な行為を実施する。
- 国外雇用オリエンテーション訓練を提供する組織の登録について、資格要件を規定する。
- 国外雇用オリエンテーション訓練のカリキュラムを作成し承認する。
- 国外雇用事業を安全に組織だてて適正なものとし、また国外雇用起業家の権利や権益を保護することに関連して追求することが必要な短期的および長期的な政策を策定すると共に、かかる政策をネパール政府に提出する。
- 国外雇用法の実施に関する総合的な調査を実施すると共に、ネパール政府に提言を行う。
- 国外雇用に関連した法律の見直しが必要と思われる場合には、当該法律を見直して、ネパール政府に対して必要な改善を行うよう提言を行う。
- ネパール政府に対して、サービス手数料や促進費用の決定に関連した助言を与える。
- ネパール政府に対して、国外にいるネパール人労働者が得た収入を、単純かつ簡便な方法でネパールに送金するための必要な仕組みを用意するよう助言を行う。
- 国外雇用に関連した法律に反する行為あるいは活動を行う者を見つけた場合には、関係団体に必要な措置を取るよう書面を送付する。
- 国外雇用事業の運営免許を取得した組織を監視する。
- オリエンテーション訓練および技能本位訓練を提供する免許を得たあるいは許可を得ている組織を監視するまたは監視させる。
- 監視を実施するあるいは実施させた結果、本法あるいは本法に従って制定された規則に反する行為を行っていたことが発見された場合には、関係団体に必要な措置を採るよう書面を送付する。
- ネパール政府に対して、評議会が行った活動について年次報告書を提出する。
- 他の規定された行為を実施するあるいは実施させる。

### 40. 評議会の会合と決定

- 評議会は必要に応じて会合を開くものとする。
- 評議会の会合は、議長が指定する場所および日時に開催するものとする。
- 評議会の委員総数の50%超の出席で、評議会の会合の定足数が構成されたと見なされる。
- 評議会の会合は、評議会の議長が、議長が欠席の場合には副議長が、副議長が欠席の場合でも会合に出席している委員の中から選ばれた委員が議長を務めるものとする。
- 評議会の会合では過半数の意見を優先するものとする。同数の場合には、会合の議長を務める人物が決定票を行使するものとする。
- 評議会の決定は、評議会事務官が証明するものとする。

- (7) 評議会は関係する専門家または公務員をオブザーバーとして会合に招聘することができる。
- (8) 評議会会合に関連した他の手順は、評議会が決定するものとする。
- (9) 議長および評議会の委員は、評議会の会合に出席する際には、ネパール政府が規定する会合手当を受け取るものとする。

#### 41. エグゼクティブ・ディレクターの指名、機能、職務および権限

- (1) ネパール政府は、規定通りに、自由競争にて、規定の資格要件を有し国外雇用事業に関与していない人物の中から、管理責任者として評議会の日常的な活動を実施するエグゼクティブ・ディレクター1名を指名するものとする。
- (2) サブセクション (1) に含まれるいかなる内容にもかかわらず、エグゼクティブ・ディレクターの任命が行われるまでは、ネパール政府は、最高3カ月間エグゼクティブ・ディレクターとして活動するよう、少なくとも第1級レベルにある公務員を指名することができる。
- (3) エグゼクティブ・ディレクターの任期は4年間とする。
- (4) エグゼクティブ・ディレクターの報酬、任期、および便益については規定通りとする。
- (5) エグゼクティブ・ディレクターの機能、職務および権限については、以下の通りとする。
  - (a) 評議会の決定を実施するあるいは実施させる。
  - (b) 規定された他の機能を実施する。

#### 42. 評議会の事務局

- (1) 評議会は、自分たちのための別個の事務局を保有するものとする。
- (2) 事務局長はエグゼクティブ・ディレクターとする。
- (3) ネパール政府は、評議会事務局のために必要な従業員を提供するものとする。

### 第9章 違反と処罰

#### 43. 国外雇用事業を免許なしで実施した場合に科せられる処罰

セクション10に反して国外雇用事業を実施した者、あるいは他の人物を国外雇用に従事させる目的でかかる人物から金銭を受け取った者、あるいは国外雇用に従事する当該人物に虚偽の保証を与える、または当該人物が国外雇用に向かうことで獲得できる誘惑となるものを示すなどして当該人物を国外に送り出した者に対しては、補償として、受領した金額およびかかる金額の50%をその者より回収し、かかる人物が渡航し帰国するのに要した費用も徴集すると共に、その者には罰金として30万から50万ルピーの罰金と懲役3年から7年が科せられるものとする。その者がかかる人物をまだ国外に送っていない場合には、処罰の半分が課せられるものとする。

#### 44. 免許保有者が許可を得ずに労働者を送り出した場合に科せられる処罰

免許保有者が労働者を当部の許可なしに送り出した場合、あるいは免許保有者がある人物に虚偽の保証を与えたり、あるいはある人物を国外雇用に従事させるという誘惑物を示したりしたがかかる人物を国外に送り出さない場合には、補償として、徴集した金額およびかかる金額の50%を免許保有者より回収すると共に、かかる免許保有者には、30万から50万ルピーの罰金と懲役3年から7年が科せられるものとする。またかかる免許保有者の免許も取り消されるものとする。

#### 45. 未成年者を国外雇用に送り出した場合に科せられる処罰

免許保有者がセクション7に反して未成年者を国外雇用に送り出した場合、かかる免許保有者には、30万から50万ルピーの罰金と懲役3年から7年が科せられるものとする。

#### 46. 政府が開拓していない国に労働者を送り出した場合に科せられる処罰

免許保有者がネパール政府が国外雇用を開拓していない国に労働者を送り出したり、開拓済みの国のビザを取得して未開拓の国に労働者を送り出した場合には、労働者を送り出した免許保有者には、30万から70万ルピーの罰金と懲役3年から5年が科せられるものとする。免許保有者が労働者を派遣するために金銭を徴収しているがまだ労働者を送り出していない場合、免許保有者に対して半分の処罰を科すものとする。

#### 47. 書類あるいは報告書を隠蔽あるいは変更した場合に科せられる処罰

- (1) 免許保有者が本法あるいは本法に従って制定された規則に従って保持することが必要な書類あるいは報告書を知りながら隠蔽した場合、あるいは書類の中のいかなる事項を変更し虚偽の内容を含めた場合、あるいは他の人物に虚偽の詳細を作成させた場合には、かかる免許保有者には、10万から30万ルピーの罰金と懲役6カ月から1年が科せられるものとする。
- (2) サブセクション(1)に従って処罰を受けた免許保有者が違反を繰り返したとの判決を受けた場合には、かかる免許保有者は2倍の処罰の対象となり、かかる免許保有者が取得した免許は取り消されるものとする。

#### 48. 許可無く支店を開設した場合に科せられる処罰

免許保有者が当部より許可を受けずに支店を開設した場合、当部は免許保有者に対して、支店1つに対して20万ルピーの罰金と支店の閉鎖命令を発することができる。

#### 49. 広告を公表しなかった場合に科せられる処罰

- (1) 免許保有者がセクション16に従って広告を公表しなかった場合、あるいは当部より許可を受けずに広告を公表した場合、当部は免許保有者に対して5万ルピーの罰金を科すと共に、かかる広告を取り消すものとする。

(2) 免許保有者が、セクション 15 に従って受け取った許可で記載するよう求めるとおり  
広告に詳細を記載しなかった場合、当部はかかる免許保有者に広告の修正を行わせると共に、  
広告を改めて出させるものとする。

**50. 選定一覧表を公表しなかった場合に科せられる処罰**

免許保有者が、セクション 17 に従った労働者の選定一覧表を公表しなかった、あるいは公表したがそこに含まれる情報を当部に提供しなかった場合、当部はかかる免許保有者に対して 5 万ルピーの罰金を科すと共に、選定一覧表を再公表するよう命ずることができる。

**51. 金額の返還あるいは補償の提供を拒否した場合に科せられる処罰**

(1) 免許保有者がセクション 20 のサブセクション (2) に規定する金額を上記サブセクションに規定する期間内に返還しなかった場合、あるいはセクション 36 のサブセクション (2) で言及する補償を提供しなかった場合、当部は労働者に返還されるべき金額あるいは提供されるべき補償額を、セクション 11 に従ってかかる免許保有者が提供した現金預託金より供出すると共に、かかる免許保有者に対して 10 万ルピーの罰金を科し、免許を取り消すものとする。

(2) サブセクション (1) に従って金額が返還されるあるいは補償が提供されることとなったが、免許保有者がセクション 11 に従って提供した現金預託金がかかる金額あるいは補償額に満たない場合には、当部は免許保有者がかかる不足分を支払うよう 60 日の猶予を与えるものとする。免許保有者がかかる期限内に支払を行わなかった場合、かかる金額は免許保有者の財産より換金されるものとする。

**52. 免許保有者が個人ベースで労働者を送り出した場合に科せられる処罰**

免許保有者がセクション 21 のサブセクション (3) に反して労働者を個人ベースで送り出した場合、かかる免許保有者は、10 万ルピーから 30 万ルピーの罰金または免許取消、または双方の処罰を科されるものとする。

**53. ビザ手数料、サービス手数料および促進費用を過剰に徴収した場合に科せられる処罰**

免許保有者が無料でビザを取得したにもかかわらずビザ手数料を徴集したり、規定された手数料や費用を超える額の手数料または費用を徴収したりした場合には、当部は免許保有者に対して、本来無料であったかかる手数料、あるいは手数料または費用の超過分を当該人物に返還するよう求めると共に、かかる免許保有者に対して、10 万ルピーの罰金を科すものとする。

**54. 命令あるいは指示に従わなかった場合に科せられる処罰**

本章に別途規定がある場合を除き、当部は本法あるいは本法に従って策定あるいは発行された規則、命令または指示に従わなかった免許保有者に対して、それが最初の場合には警告を与える。かかる免許保有者が同じ違反を 2 回繰り返した場合には 5 万ルピーの罰金を、

3 回目の場合には 10 万ルピーの罰金と共に免許の取り消しを行うものとする。

**55. 契約に反する行為を行うあるいは行わせた場合に科せられる処罰**

免許保有者が、会社での業務のために労働者と契約を交わした後、労働者を当初の契約より劣る報酬または便益で就業させた場合、あるいは契約に規定されたものとは異なる性質の業務に別の会社で就業させた場合、あるいは労働者が国外雇用に派遣された業務に従事させず別の業務に従事させたり、以前に提案した報酬または便益より劣る報酬や便益での業務に従事させたりした場合には、当部はかかる免許保有者に 10 万ルピーの罰金を課すと共に、かかる免許保有者に対して、かかる報酬および便益の不足額を支払うよう求めるものとする。

**56. 共犯者に対して科せられる処罰**

本法で言及されている違反の共犯となる者、あるいはかかる違反を犯すことを補助する者は、かかる違反事件に科せられる処罰の半分が科せられるものとする。

**57. 長に対して科せられる処罰**

企業、会社、組織あるいは免許保有者が本章で処罰の対象となる違反を犯し、かかる違反を犯した公務員あるいは従業員が特定できる場合にはかかる公務員または従業員が、またかかる公務員あるいは従業員が特定できない場合には当該違反が行われた時点でかかる企業、会社あるいは組織の長として活動する者が、処罰の対象となるものとする。

**58. 免許再発行の禁止**

免許保有者の免許が本章に従って取り消された場合、同一の組織および運営者に対して免許は再発行されないものとする。

**59. 弁明の機会**

本章に従った免許取消に先立って、当該免許保有者には、抗弁の機会が与えられるものとする。

**第 10 章  
調査と照会**

**60. 苦情の制限**

セクション 43、44、45、46、および 47 に従って処罰される違反事件を除き、本法に従って罰せられる他の違反を犯した日から 1 年以内に苦情を申立てない場合には、いかなる苦情も受領されないものとする。

ただし本セクションは、国外雇用に派遣された労働者がネパールへの帰国後 1 年以内に苦情を訴えることを妨げるとは見なされないものとする。

## 61. 国外雇用に関連した違反の調査および照会

- (1) 当部が直接または間接的に苦情が訴えられたとの情報を得た場合、あるいは他の方法により、本法、または本法に従い制定された規則に反して違反が行われた場合、あるいは行われているとの情報を得た場合、当部は最低でも第3級の官僚を、かかる違反の調査および照会のための調査担当者として任命することができる。
- (2) サブセクション (1) に従った違反の調査および照会を行った後に、調査担当者は、違反に関与した人物を逮捕する権限、違反に関連した場所を捜査する権限、違反に関連した文書その他の物あるいは資料を保管する権限、証言録取書を記録する権限、および誓約書を履行する権利を含め、警察が現行法の下に保有するものと同じ権限を有するものとする。
- (3) サブセクション (2) に従って違反の調査を実施し照会を行った後、調査担当者は被疑者に宣誓証言させ、現在入手可能な証拠が被疑者を違反者とする十分な根拠を構成する場合には、被疑者を理由を指定して指定日に出頭させ、保釈金または保証金が支払われた場合には被疑者を釈放し、または被疑者が保釈金または保証金を支払わなかった場合には、本件の審理を行う当局の許可を得て被疑者を勾留する、あるいは本件の審理を行う当局の許可を得て、最高 30 日間、ただし 1 回につき 7 日を超えない期限内で被疑者を勾留するものとする。
- (4) 本セクションに従って調査および照会を行った後に被疑者を本事件で告訴する場合には、調査担当者は政府の弁護士の助言を得るものとする。
- (5) 本セクションに従った調査および照会において、調査担当者に必要な支援を提供するのは、警察を含めた全関係者の義務である。
- (6) 本セクションに従って国外調査に関連した違反の調査および照会を行う調査担当者は、調査の過程において適切かつ十分な理由がある場合には、当部に対して、適切かつ十分な理由と共に免許保有者の免許の一次差し止めの報告書を提出することができる。
- (7) 当部はサブセクション (6) で言及した報告書に基づいて、かかる免許保有者の免許を最長 6 カ月間停止することができる。

## 62. 逮捕権限

- (1) 本法のセクション 43 で言及する違反を犯した場合には、警察官は、当該人物を直ちに逮捕しなければ逃亡の恐れがあると判断する場合には、かかる人物を令状なしに逮捕することができる。
- (2) サブセクション (1) に従って逮捕された人物は、移動に必要な時間を除いて 24 時間以内に、本件の審理を行っている当局に提示されるものとする。

## 第 11 章 事件の裁判と和解

## 63. 国で審理する事件

本法による事件は、国で審理を行うものとする。

## 64. 国外雇用裁判所に関連した規定

- (1) 本法で言及する当部で処罰が可能な事件以外の事件の審理および和解のために、ネパール政府はネパール官報に通知することで、上訴裁判所の判事を裁判長とし、労働裁判所の審理担当者と司法サービス委員会が推奨する司法サービスの第 1 級官僚の計 3 名からなる国外雇用裁判所を設置するものとする。
- (2) 国外雇用裁判所の裁判長および他のメンバーの任期は 4 年間とする。
- (3) 国外雇用裁判所の裁判長および他のメンバーの業務と便益の条件は、規定通りとする。
- (4) 国外雇用裁判所は、規定通りの司法裁判管轄権を行使するものとする。
- (5) 本セクションで言及する裁判所が設置されるまでの期間、国外雇用裁判所が本法に従って実施する行為および行動は、管轄の地方裁判所が実施するものとする。
- (6) ネパール政府は、国外雇用裁判所が必要とする従業員を提供するものとする。

## 65. 事件の手続

本法に従って告訴された事件は、略式手続法 2028 (1971 年) に従って審理および和解が行われるものとする。

## 66. 上訴

- (1) 当部が本法に従って行った決定に不服を唱える当事者は、ネパール政府に対して、かかる決定後 35 日以内に上訴を行うことができる。
- (2) 国外雇用裁判所が本法に従って行った決定に不服を唱える当事者は、最高裁判所に対して、かかる決定後 35 日以内に上訴を行うことができる。

## 第 12 章 雑則

## 67. 国外雇用部

労働・運輸管理省の管理下に、国外雇用に関連した業務を実施する国外雇用部を設置するものとする。

## 68. 労働関連随行員の使命

- (1) ネパール政府は、最低でも政府高官を、5,000 人以上の労働者が国外雇用に派遣されている国の労働関連随行員として指名するものとする。
- (2) 労働関連随行員の機能、職務および権限は以下の通りとする。
  - (a) ネパール政府に、労働および雇用の状況、ネパール人労働者が就業している

国の移民情勢および労働および国際人権並びに労働者の権益保護についてかかる国が採用している措置についての事実情報を提供する。

- (b) 労働者、雇用者組織あるいは免許保有者との間で紛争が生じた場合には、かかる紛争解決の支援を行う。
  - (c) 国外雇用の過程で困難に陥った労働者をネパールに帰国させるための必要な調整を行う。
  - (d) ネパール人労働者の技能に対応した業務が当該国に存在する場合には、かかる情報をネパール政府に提供する。
  - (e) 当該国および雇用者組織の支援を受けて、自然災害の犠牲となったあるいはいかなる理由にせよ死亡した労働者の遺体をネパールに送還する手続を行う。
  - (f) 政府レベルでネパールからの労働者供給についての相互協約を締結するよう努力する。
  - (g) 労働者に必要な相談サービスを提供すると共に、労働者が合意以外の業務に就かないようにさせる。
  - (h) 労働者に影響を与える活動を監督する。
  - (i) ネパール政府が随時規定する他の機能を果たす。
- (3) 国外において外交使節団と労働関連随行員の双方が存在する場合、労働関連随行員がサブセクション (1) に規定された機能および職務を果たす義務を負うものとする。

#### 69. 労働者の所得の本国送金

- (1) 国外雇用に派遣されたネパール人労働者が獲得した預金は、銀行または銀行サービスを提供する免許を得た機関を通じてネパールに送金されるものとする。
- (2) サブセクション (1) に含まれるいかなる内容にもかかわらず、労働者は自らが国外雇用に獲得した預金を、ネパールへ帰国する際に一緒に持ち込むことができる。
- (3) ネパール人労働者が合意書に定められた期間内に自分が国外で獲得した収入を、銀行あるいは銀行サービスを提供する免許を得た組織を通じてネパールに送金する場合には、かかる労働者には規定通りのかかる便益が提供されるものとする。

#### 70. 免許発行の禁止

本法の他の部分に含まれるいかなる内容にもかかわらず、本法の違反により裁判所より処罰を受けた人物が会社のマネージャーあるいは役員となり、またかかる処罰より5年が経過していない場合には、かかる組織に対して免許の再発行は行われぬものとする。

#### 71. ネパール政府が報奨を行う権限

- (1) 評議会の推薦を得て、ネパール政府は毎年規定された基準に従って、優秀な免許保有者1名に感謝状と共に報奨を贈ることができる。
- (2) 免許保有者に対する他の報奨規定は、規定通りとする。

#### 72. 健康診断に関連した規定

- (1) 国外雇用に派遣される労働者は、渡航前にネパール政府から許可を受けた医療機関で健康診断を受けるものとする。
- (2) サブセクション (1) に従って健康診断を受けた後に国外雇用に派遣された人物が、意図的あるいは怠惰によるあるいは悪意を持った虚偽の健康診断報告書によりネパールに帰国せざるを得なくなった場合、かかる虚偽の健康診断報告書を出した医療機関は、国外雇用に赴きネパールに帰国するためにかかった費用を負担するものとする。
- (3) サブセクション (2) に従って虚偽の健康診断報告書が提供されたのか否かを決定するために、規定通り専門家委員会を設立するものとする。
- (4) 支店開設および代理人指名に関連したその他の規定は、規定通りとする。

#### 73. 労働デスクの提供

- (1) ネパール政府は、国外雇用に向かう労働者がかかる雇用に本法に従って派遣されるかどうかを調査するために、国際空港その他の場所に必要に応じて労働デスクを設置するものとする。
- (2) サブセクション (1) で言及した労働デスクは、労働者が労働許可、オリエンテーション証明書、金銭支払いの領収書あるいは証明書および必要な書類を保有しているかどうかを調査するものとする。
- (3) サブセクション (1) で言及した労働デスクは、国外雇用に派遣される労働者の記録と共に、毎週報告書を労働・運輸管理省に送付するものとする。

#### 74. 支店開設および代理人指名に関連する条項

- (1) 免許保有者は、規定通り同部より許可を得た後、自らが労働者を派遣している国で支店を開設したり、代理人を指名したりすることができる。
- (2) 免許保有者は、規定通り同部より許可を得た後、ネパール国内で支店を開設したり、代理人を指名したりすることができる。
- (3) サブセクション (1) または (2) に従って代理人を指名した後、規定通りの預託金を供託するものとする。またかかる代理人の行為および行動については、免許保有者自身が責任を負うものとする。

#### 75. 労働者のネパールへの帰国に関する規定

- (1) 労働者が契約に規定された便益を得られないことを理由に困窮し、かかる労働者がネパールに帰国せざるを得ない場合には、関係する免許保有者はかかる労働者がネパールに帰国する手はずを整えるものとする。
- (2) ネパール人労働者が、雇用に従事している国の戦争、疫病、自然災害を理由に直ちにネパールに帰国しなくてはならない場合には、ネパール政府は外交使節団あるいは労働関連随行員を通じて労働者を帰国させる手配するものとする。

#### 76. ビザ期限切れ後のネパールへの帰国

- (1) 本法に従って国外雇用に派遣された労働者は、当該国が発行したビザの期限が切れた後はネパールに帰国するものとする。
- (2) 当部の支援を得てサブセクション (1) に従ってネパールに帰国しない労働者をネパールに帰国させるのは、免許保有者の義務である。
- (3) ネパール政府は、サブセクション (2) に従ってネパール帰国した労働者については、ネパール帰国後 3 年間は渡航を制限することができる。

#### 77. 免許保有者に対する便益の提供

免許保有者には、国外雇用事業を営む過程で国外通貨取引を行う際には、規定された便益が提供されるものとする。

#### 78. 免許保有者に関連した詳細の公表

- (1) 当部は、本法に従って免許を取得した組織の名称、住所、電話番号を含む詳細、存在する場合には免許保有者が指名した代理人あるいは開設した支店の詳細、および免許の有効期限を、様々な新聞あるいはホームページを通じて随時公表するものとする。
- (2) 免許保有者が本法で言及する違反の調査対象となっている場合、あるいは免許保有者の免許が取り消された場合には、かかる詳細についても更新が行われる一方で、サブセクション (1) に従って詳細を公表するものとする。

#### 79. 当部の活動に関する規定

- (1) 当部は、本法に従って実施した活動の月次報告書を、ネパール政府の労働・運輸管理省に提出するものとする。
- (2) 同省は同部に対して、本法に従って実施する活動に関連した必要な指示を随時与えるものとする。

#### 80. 記録と報告書

- (1) 免許保有者は、規定通り、国外雇用に派遣した労働者の記録を保持するものとする。同部はいつでも、かかる記録を検査、入手および調査することができる。
- (2) 各免許保有者は、各会計年度末から 30 日以内に、規定された詳細を記載した年次報告書を当部に提出するものとする。

#### 81. 権限の委任

- (1) ネパール政府は、ネパール官報に通知することで、本法により与えられたいかなる権限も、政府機関または当局に委任することができる。
- (2) 評議会は、本法により与えられたいかなる権限も、エグゼクティブ・ディレクターに委任することができる。

#### 82. 困難を除去する権限

本法の目的実施を妨げる事態が発生した場合、ネパール政府はネパール官報に通知することで、かかる困難を除去するために必要な命令を発することができる。

#### 83. 誠実に行った行為の除外

いかなる政府職員も、本法により付与された権限の執行に際して、誠実に行った行為について個人的に責任を負わないものとする。

#### 84. 現行法

本法に含まれる事項は本法に支配されるものとし、他の事項はネパールの現行法に支配されるものとする。

#### 85. 規則制定の権限

ネパール政府は、本法の目的達成のために必要な規制を制定することができる。

#### 86. 廃止と除外

- (1) 国外雇用法 2042 (1985 年) は、本法を持って廃止される。
- (2) 国外雇用法 2042 (1985 年) に従って行われた全ての行為および行動は、本法に従って実施されたと見なされるものとする。

#### 87. 事件の移管

当部が国外雇用法 2042 (1985) に従って調査し照会を行い、本法施行時に地方裁判所に提訴していた事件は、セクション 64 で言及した裁判所が設立された後は、かかる裁判所に移管されるものとする。

確認日：2064.5.19 (2007 年 9 月 5 日)